

監督月報にあらわれた年少労働者の就労状況

自 1950 年 4 月 ~ 6 月

労働省婦人少年局年少労働課

婦人少年局職員室主任殿

監督月報にあらわれた年少労働者の勤務状況

自 1950. 4.

至 全 6.

監督実施状況	4 月	5 月	6 月
監督実施監督官数	1,485人	1,477人	1,460人
監督従日数	16,671日	16,844日	16,667日
監督旅費総額	1,951,516円	2,187,910円	1,997,075円

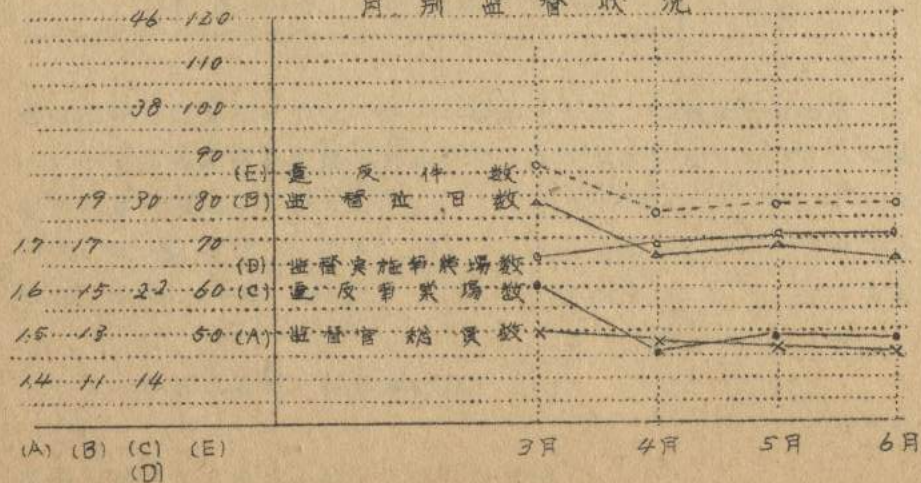
4月における監督実施監督官数は4月1日現在監督官現員総数(2,460人)の60.4%(前月63.3%)で、実数においても比率においても前月に引き続き減少している。監督従日数2,300日の減で、監督官1月当監督日数も11.2日(前月12.1日)と減じている。

5月における監督実施監督官数は昨年^{前年}以来引続き今月も僅かながら減少している。5月1日現在監督官現員数

(2,445人)に対する出勤率は60.4%で前月と同率であるがこれは現員数そのものの自然減耗による前月より減少しているためである。監督実施官数の減少にかかわらず、監督従日数は僅かながら増加した監督実施官一人1月当り監督日数は11.4日(前月11.2日)である。

6月における監督実施監督官数は昨年^{前年}以来実数及び各月現在の現員数に対する比率とも漸次減少しているが今月も前月より17人の減で6月1日現在監督官現員数(2,481人)に対する出勤率が大体70%前後であつたのに比較するとかなりの減少

月別監督状況



(A) (B) (C) (E)

(D)

単位 X 1000

である。監督実施官数の減少に伴い監督延日数^もと総数においては若干減少している。監督実施官一人/月当りの監督日数は11.4日で前月と同じである。

2 監督を実施した事業場数

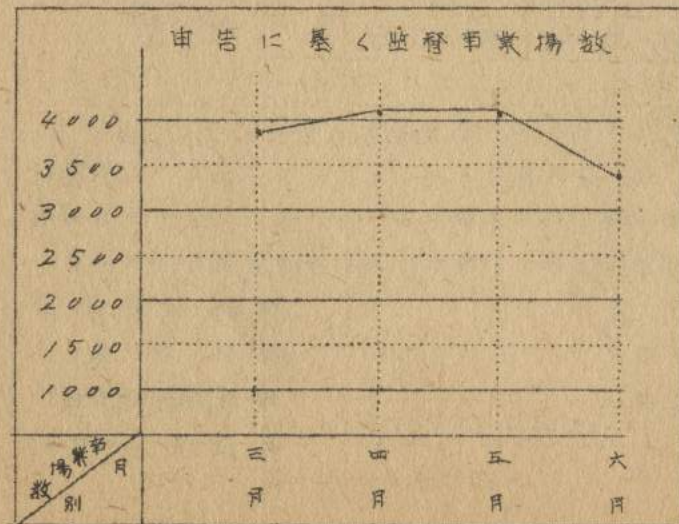
	3 月	4 月	5 月	6 月
監督実施事業場数	26,877	27,891	28,863	28,972
一般監督によるもの	22,734	24,035	24,837	25,303
申告に基づく監督によるもの	4,143	3,856	4,026	3,666

4月の監督実施事業場は総数においては昨年10月36,827の最高を系して以来毎月減少を続けて来たが、今月は初めて前月に比し約1,000の増加を見た。監督実施監督官の一人/日当監督実施事業場数は1.7(前月1.4)

一人/月当りでは、18.8(前月17.2)で何れも前月より多い。

5月の監督実施事業場は、4月は昨年10月以来の減少傾向に対し、はじめて上昇を示したのであつたが今月も引続き総数では約7,000の増加である。監督実施監督官一人/日当監督実施事業場数は1.7(前月1.7)一人/月当りでは19.5(前月18.8)で1日当りでは前月と同じであるが監督延日数の増加に伴つて1月当りでは若干増加している。

6月の監督実施状況は監督実施官数及び監督延日数の減少傾向にもかかわらず監督実施事業場数は僅かながら前月にひきつづいて増加している。申告監督以外の監督は何れも若干増加している。



(1)

申告件数及び監督実施件数

月別	申告件数	監督実施件数	監督実施率	申告による監督実施場数
4 月	4,878	3,856	79.84	24,035
5 月	5,277	4,026	76.29	24,837
6 月	4,516	3,669	81.24	25,303
計	14,671	11,551	78.73	74,175

6月の申告監督によるものの減少は申告件数そのものの減少によるもので申告件数に対する比率は81.2%で前月(76.3%)より多い、なお申告件数が減少したのは本年に入つてはじめての現象である。

(2)

規模別監督実施事業場数

月別	申告によらないもの				申告によるもの				合 計			
	大	中	小	計	大	中	小	計	大	中	小	計
4 月	1922	9972	12141	24035	189	1448	2225	3856	2105	11420	14366	27891
5 月	2003	10,331	12,503	24,837	188	1,541	2,297	4,026	2191	11,877	14,800	28,863
6 月	2,230	10,547	12,526	25,303	199	1,371	2,079	3,669	2,429	11,918	14,625	28,972
計	6,155	30,850	37,170	74,175	570	4,360	6,621	11,551	6,725	35,210	43,791	85,726

監督実施事業場を規模別に見ると(2)表の如く小規模が一層多く中大の順となる

(3)

業種別監督実施事業場数

業 種 別	区 分 別	申告によらないもの				申告によるもの				合 計
		4	5	6	計	4	5	6	計	
1	工 業	16,252	17,027	17,507	50,786	2,307	2,316	2,049	6,672	57,458
2	飲 業	343	347	287	977	94	100	103	302	1,279
3	土 建	1,388	1,540	1,531	4,459	526	540	531	1,597	6,056
4	交 通	736	760	935	2,431	114	115	126	355	2,786
5	貨物取扱	289	197	257	743	41	28	30	99	842
6	農 林	230	197	193	620	124	138	105	367	987
7	畜産水産	153	177	118	448	28	62	38	128	576
8	商 業	1,819	1,829	1,827	5,475	310	353	309	972	6,447
9	金 融	564	451	417	1,432	44	44	68	156	1,588
10	映画演劇	154	292	181	627	20	26	26	72	699
11	通 信	12	4	4	20	1	1	1	3	23
12	教育研究	138	176	130	444	13	24	17	54	498
13	保健衛生	239	287	346	872	21	29	22	72	944
14	娯楽興業	620	448	365	1,433	87	93	88	268	1,701
15	清掃焼却	8	14	21	43	3	3	6	12	55
16	官 公 署	215	228	212	655	36	42	28	106	761
17	其の他命令 で定められたもの	875	863	992	2,710	87	112	114	313	3,023
計		24,035	24,837	25,303	74,175	3,856	4,026	3,666	11,558	85,723

3 監督実施事業場数を業種別にみると監督の対象となつた業種は工業（法第八号第一号）関係が圧倒的に多く、全監督事業場の約6割となっている。以下商業（第八号）関係、土建（第三号）関係、交通（第四号）関係、娯楽（第一四号）関係、金融（第九号）関係の順となっている。

(4)

労働者数

		男子	女子	年少者	計	合計
4月	申告によるもの 申告によらぬもの	118,157 938,127	30,560 241,410	10,223 94,525	158,940 1,274,062	1,433,002
5月	“ “	107,259 1,000,170	22,487 255,251	7,559 111,531	137,305 1,366,952	1,504,257
6月	“ “	90,015 1,095,685	20,758 264,588	7,345 116,849	127,118 1,472,122	1,604,240
計	“ “	324,431 3,033,982	73,805 761,249	25,127 322,905	423,363 4,118,136	4,541,499

監督事業場における

労働者数

3ヶ月における監督の
対象となつた全労働者
数は、4541,499
(男子3033,982
人 女子761,249
人 年少者322,90

5)であり成年労働者12人に対し年少者1人の割合である。

4月における監督事業場における労働者数は1,433,002(前月1,017,931人)で申告に属く監督によるものは158,940(前月170,643人)一般監督によるもの1,274,062人(前月847,288人)で前月と比較すると申告監督によるものは少ないが、監督事業場時に大規模事業場の増加に伴つて労働者数は総数では相当大巾に増加している。

5月においては監督実施事業場数の増加に伴つて総数が70,000以上の増加がある。

6月においては申告監督事業場数の減少に伴い申告監督によるものは若干の減であるが他は何れも増加総数では前月に比し約95,000人多い。

(5)

(5)

許可認定件数

項目別 月別	許可件数			認定件数			
	年少者関係		計	基準法の 許可件数	年少者関 係許可率	年少者関 係基準 認定件数	基準法 認定件数
	56条	62条					
4月	194	85	279	8,297	9.3	0	702
5月	315	96	411	9,131	4.5	0	778
6月	664	148	812	7,598	10.7	0	742
計	1,173	329	1,502	25,026	6	0	2,222

許可及び認定件数

4月5月6月3ヶ月を通じ

この許可総件数の6.6%である

これを月別にみると56条関

係(年少者の就業)は4月で

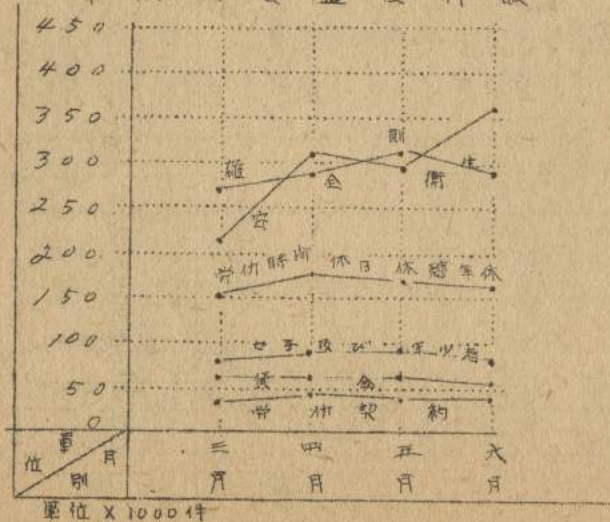
はぐつと減少し3.3%である

が5月4.5% 6月10.7%

と増加しているのは新卒の採用によるものと思はれる 62条関係(交替性深夜業)順次増加している。

(6)

章別主要違反件数



違反の概況

違反件数

四月における違反件数は75,564件でそのうち年少者関係違反件数は4,422で約5.85%に当り僅かながら増加して、五月は6.2となつてゐるが六月には5.6と減少している。

違反件数及違反事業場数

項目別 月別	(C) 違反 件数	(D) 年少者 関係違反 件数	D C	監督実施事業場数			B A	C B	D B
				違反の他 事業場数	違反の他 事業場数	計 (A)			
4 月	75,564	4,422	5.85	16,944	10,947	27,891	60.85	4.5	26.1
5 月	78,526	4,886	6.22	17,401	11,462	28,863	60.38	4.5	28.1
6 月	78,333	4,446	5.67	17,234	11,738	28,972	59.5	4.5	25.8
計	232,423	13,754	5.91	51,579	34,147	85,726	60.2	4.5	26.7

4月の監督実施事業場数が前月より若干増加しているにかゝらず違反事業場数は昨年10月以降の減少の傾向

を持続し前月に比べ約560の減である違反事業場の監督実施事業場に対する比率も60.8%（前月83.9%24年度平均88.4%）と従来毎月80%以上であったのが、今月は相当少い。監督の質的向上が反映されて昨年に比し掘り下げた監督が行われていることが立証されているに拘らず違反事業場の比率が減少していることは違反の是正特に従来半ば近くを占めていた、形式的違反が次第に是正されて来た証左とみてよいであろう。

違反件数も違反事業場の減少に伴い、昨年10月以降の漸減の傾向をかえていない。1違反事業場当り違反件数は4.5件（前月3.8件24年度平均3.5件）と始めて4件をこえた。

年少者の違反件数と違反事業場の割合は26.1で（前月16.9）と大分上廻っている

5月における違反事業場の監督実施事業場に対する比率は60.3%（前月60.8%）で前月より更に若干減少した。違反件数も違反事業場の増加に伴って昨10月以降の減少に拘らず今月は前月に比し約3,000件の増加である。

1違反事業場当り違反件数は4.5で前月と同じである

年少者関係違反件数に於ける違反事業場数の比率は28.1で28.1前月より上廻っている。

6月における違反事業場、違反件数とも僅かに減少している違反事業場数の監督事業場に対する比率は59.5%で減少の傾向を続けている。違反事業場に当り違反件数は4.5で四月、五月、六月と三ヶ月通じて

4.5であつた。

年少者労働違反件数の違反事業場に対する比率は、25.8%である四月五月と増加したのは新卒の就労によるものと思われる。

(8)

事業場別規模別違反数

項目別 月別	監督事業場総数				違反のあつた事業場数				X A	Y B	Z C
	大(A)	中(B)	小(C)	計	大(X)	中(Y)	小(Z)	計			
4 月	2,105	11,420	14,366	27,891	949	7077	8,918	16,944	45.1	62.0	62.1
5 月	2,191	11,872	14,800	28,863	849	6994	9,558	17,401	38.7	58.9	64.6
6 月	2,429	11,918	14,685	28,972	1,083	7,402	9,109	17,234	44.6	62.1	62.3
計	6,725	35,210	43,791	85,726	2,881	21,473	27,585	51,579	42.9	61.0	63.

(2)違反事業場の規模

第8表に示す如く違反のあつた事業場と規模別にみると小規模、中規模は大体同じ位が大規模においてぐつと減少している。

(9)

条文別違反件数

順位	法 條 文	4 月	5 月	6 月	計	%
	計	4,422	4,886	4,446	13,754	100
4	56 最低年令	96	239	115	450	3.3
1	57 年少者の証明書	2818	3,110	2,850	8,778	63.8
6	58 未成年者の労務契約	57	44	43	144	1.1
7	59 企 上	25	20	24	69	0.5
2	60 年少者の労務時間休日	961	1,037	1,006	3,004	21.8
3	62 深夜業	336	316	292	944	6.8
5	63 危険有害業務の就業制限	112	112	104	328	2.4
8	64 坑内労務の禁止	7	8	9	24	0.2
9	68 帰郷旅費	10	0	3	13	0.1

(2) 年少労働者11名に延362時間の時間外及びノクテ時間30分の行われ、且つ法定の休憩を与えなかつた。

場当警察も出席しており、工場長もよく知つていたもので、悪質と認め4月4日名古屋地検半田支部に送致した。

矢 庫

32 延近ゴム工業株式会社(男46名女65名年少者11名計122名

34) については

35 (1) 24年5月26日より6月25日の間、年少労働者7名を延26
46 時間同年10月26日より11月25日の間年少労働者3名を延4
56 時間、時間外労働をさせ

61 (2) 24年5月26日より12月25日の間、協定届なしに男子労働者15名を延71時間女子労働者19名を延71時間時間外労働させ

(3) 24年12月25日より25年1月16日の間、休憩は30分しか与えず

(4) 24年5月26日より同年6月25日の間、年少者2名女子4名に3日間の休日労働を行わせ

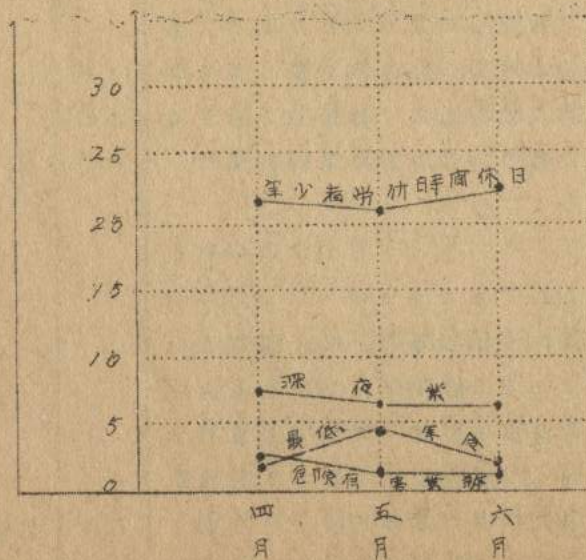
(5) 会社のロール場に労働者が自ら操作することのできる急停止装置を設けずして5台のゴム練りロール機を設置し、労働者に使用せしめ

(6) 15才未満の児童3名を使用していた。

4月10日社長、現場責任者2名及び会社を神戸地検へ送致した。

岡山	6	無販藤本栄市は24年8月三宅果を待合「児晴」へ斡旋し社会 2,000円を受取つたのを手はじめとして24年8月より25年4月 の間合計16名を倉敷市の遊廓へ斡旋し計9,500円を利得し、藤 本の内妻清水ことは藤本に協力し、又自分も25年1月より4月の間 6名を待合その他の地に斡旋して9,000円の利益を収受していた。	5月9日両名を岡山 地検へ送致した。
大分	43 50 63	25年3月28日古友組(男70名女22名軍少者12名計104 名)土石採取場において女手労働者1名が土砂崩壊のため死亡した旨 報告があつたので調査したところ次の違反事実が判明した。 (1) 採取現場の山の埋土で、さきより土壌に固着がなく事件発生の日 まで土砂崩壊による傷害事故が4回にわたり発生し又土砂崩壊の危険 性の多い箇所には軍少者及び女手労働者を使用していた (2) 右の危険性に対して安全な勾配を保持せず又適當な土留を設けず その下方の作業箇所との間に安全な間隔を置かず (3) 安全教育を労働者に施していない。	4月21日大分地検 杉支部へ送致した。
山形	24 32 37 61 109	米澤織物工業株式会社(男4名女22名軍少者14名計40名)に 対し昨年4月22日監督を行った際軍少者を含む34名の労働者に協 定なく時間外労働を行わせているのを発見戒告を与えた。その後三回 に亘つて監督を行いその都度請書を提出せしめたが何れも是正をしな かつたので本年5月4日捜査令状により強制捜査を行い次の違反を確認 した。 (1) 23年9月より25年4月までの間軍少者12名に対し1日30	本件は再三の戒告にも 拘らず又その都度是正 を誓約しながら軽常的 に9時間労働させ本年 2月よりは更に10時 間制をとり法を無視し ていた悪慣違反である

年少者関係違反件数



(3) 条文別違反件数

第九表は労働基準法中年少者関係の条文別に表はしたものである、これによると法第57条(年少者の証明書)関係が最も多く違反件数の63.8%を占め次に多いのは60条(年少者の労働時間休日)関係の21.8%で57条とは大分の開きをみせている。

違反とそれに対する措置

神奈川	62	昨年12月監督署において管内製パン業者に対する基準法の説明会を実施した際川崎合同製パン所(男7名女3名年少者4名計14名)も社員を出席せしめ法の内容を知つていたにもかゝらず本年2月4日及び同月6日の監督によつて女子年少者に深夜労働を行わせているのを発見した。嚴重戒告を加へ今後かかる違反を行わない旨誓約せしめたにもかゝらず3月29日再監督の際再び女子年少者に深夜労働を行わせていた。	4月6日横浜地検に送致した。
福井	24 32 61	山本繊維工業株式会社(男16名女87名年少者1名計104名)を3月9日監督した際解雇手当1月分の一部、2月分全部の賃金不払女子年少者の時間外、休日労働の違反を発見嚴重戒告を与へ是正方指示したが4月24日の再監督によつて次の如く違反を継続して行つていることを確認した。 (1) 41名の女子労働者を延70回に亘り休日労働をさせた。 (2) 年少労働者に対して時間外労働を行わせた。 (3) 11名の女子労働者を延70回に亘り深夜業に使用した。	4月28日福井地検に送致した
愛知	32 34 62	元武繊維工業(株)古鬼工場(男8名女57名年少者13名計78名)では24年11月26日より25年1月25日の間 (1) 女子労働者57名に延3,027時間の時間外労働及び延1,044時間30分の深夜業を行わせ、且つ法定の休職を与えず、	昨年12月織布業者を全員集め以後の違反は嚴重に処分することを促達したがその際当工

分乃至2時間延ク82時間の時間外労働を行わせ。

- (2) 23年9月より25年3月までの間労働者47名に対し協定なく1日30分乃至4時間延4.625時間の時間外労働を行わせ
- (3) 25年1月及び2月中女子労働者7名に対し1週7時間乃至13時間延92時間の時間外労働を行わせ
- (4) 25年1月乃至3月に16名に対する時間外労働の割増賃金9,685円を支払わなかつた
- (5) 23年9月より24年12月までの間57名に対する時間外の割増賃金を布地等の実物を以て給与した。

ので5月15日山形地検米沢支部へ送致した。

新 潟

19
20
26

日本蘭荳株式会社ニ本社工場では25年3月27日労働者537名を予告又は予告手当の支給なく即時解雇した。この537名中には産後6週間又はその後30日間に該当する労働者8名が含まれている。又休業中賃傷した労働者で米労上の買傷と会社側でも認めて療養のため休業中のもの1名も含まれていた。

5月10日新潟地検高田支部へ送致した。

兵 庫

62

鉄道食品株式会社(男18名女20名年少者5名計43名)経営担当倉井上某は25年1月10日より2月13日に至る間、年少労働者6名及び女子労働者三名を延23.2時間の深夜業に使用した。

又倉井上某は労働者柴田某が監督署へ申告したことを理由として、25年2月14日より3月10日の間出勤停止を命じその間の賃金を支給しなかつた。

5月26日会社及び倉井上を神戸地検姫路支部へ送致した。

同会社取締役社長森垣某は上記違反について防止に必要な措置を講じなかった

本 誌

32

35

62

西村製パン所(男5名年少者3名計8名)では

- (1) 年少者2名男子3名を常態として毎日午後7時乃至午後10時頃より翌日午前11時乃至午後1時頃迄特定の休憩を与えることなく法定の除外事由なく1日実働12時間乃至16時間労働させ、又年少者1名、男子1名を常態として、毎日午前7時頃より午後12時頃まで休憩を与えず、又法定の除外事由なしに1日実働16時間労働させていた。
- (2) 全労働者に対し週休又は4週4日の休日を与えず毎月平均1日を与えたのみである。
- (3) 年少者3名を毎日深夜業に使用していた。

5月18日可部区検へ
送致した

山 形

6

最上地方事務所より最上郡八河村方面の年少者が神奈川方面に労働者として周旋されている事実があるとの情報を得たので、所轄監督署において調査した結果、周旋人は飛田某であることが判明した。その後調査により、被疑者は、周旋先の雇主から周旋料を取得している疑が濃厚となつたので雇主の居住地所轄の神奈川警察局に捜査方依頼した。その結果24年9月より25年4月までの間女子9名(内年少者2名)男子11名(内年少者5名)計20名を神奈川県下へ男は作男、女は子守として就取斡旋しその報酬として雇主17名より現金58,750円を得ていたことが判

6月30日新庄区検へ
送致した。

明した。

神奈川

17

24

32

35

37

121

- 5月18日申告により5月23日金港香果株式会社く男76名
女12名年少者4名計92名)を強制捜査したところ次の違反が
発見された。即ち使用者は25年1月1日より4月末日に至る間
- (1) 法定の除外事由なく労働者2名の賃金より前貸の債権15,810
円を4回に亘つて相殺し
 - (2) 労働者35名賃金より直納勘定代金161,684円を4回に
亘つて控除し
 - (3) 労働者79名に対し、協定なしに延2,795時間の時間外労
働を実施せしめ
 - (4) 女子労働者4名年少者4名に対し、18日間延143時間の
休日労働を実施せしめ
 - (5) 労働者79名に対し割増賃金の一部計107,002円を支払
わす
 - (6) またこれら違反の防止についで必要な措置をしなかつた。

強制捜査により違反を
確認6月15日横浜地
検に送致した。

岐阜

32

37

- 近江絹糸紡績(株)中津工場(男26名、女198名、年少者
256名計480名)では本年3月以降5月末に至る間
- (1) 成年女子延288時間、年少女子延212時間の時間外労働
を行われ
 - (2) 成年女子に延1,975時間年少女子に延1,705時間の深夜
業を行われ

本年5月20日監督の
際に左の違反を摘発さ
れ、即時中止する旨の
請書を提出しながら同
月26日の深夜の再監
督まで依然として違反

(3) その割増賃金ノ1/95ヲ再々支払われなかつた。

静岡 62

志田郡焼津町及び小川村一帯の水産加工業者の遵守状態が不良であるとの情報により6月17日午前3時深夜の一斉暗検を実施したところ清水某(男2名女2名年少者4名)鈴木某(男3名年少者3名)大石某(年少者1名)松永某(男1名年少者3名)服部某(年少者2名)方において何れも年少者を深夜業に従事せしめている事実を現認した。何れも法の規定を知つておりながら敢えて違反していたものである。

京都 5

62

山田某は男1名年少者3名計4名を使用してメッキ工場を営するものであるが

63

- (1) 労働者4名に対し1月1回乃至2回殴打して貶傷させ
- (2) 年少者3名を24年12月乃至本年5月の間延シク時間の深夜業に使用し
- (3) 年少者2名に青酸加里、塩酸、硝酸等の有害物を取扱う業務に就かせていた。

を継続していたもので6月19日中津区検へ送致した。

最初の監督であるので今回は司法処分をせず業者組合代表に警告書を手交し違反を行つていた業者よりは請書を徴して今後の遵守を監視することとした。

年少者3名を保護した警察署よりの連絡に基いて監督した結果違反を確認し6月22日京都地検へ送致した

